

○うるま市公害防止条例施行規則

平成23年2月17日

規則第3号

改正 平成25年4月25日規則第48号

平成31年4月26日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市公害防止条例（平成22年うるま市条例第15号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定施設)

第3条 条例第2条第2号に規定する指定施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(指定建設作業等)

第4条 条例第2条第3号に規定する指定建設作業は、別表第2に掲げる作業とする。

(規制基準)

第5条 条例第2条第4号の規制基準は、別表第3のとおりとする。

(拡声器の使用禁止区域等)

第6条 条例15条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の境界線からおおむね50メートル以内の区域とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院及び保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平

成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)

(様式)

第7条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく中欄の文書は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

根拠条項	文書名	様式
条例第8条	指定施設(設置・変更)届出書	様式第1号
条例第8条第2項	指定施設廃止届出書	様式第2号
条例第9条	指定施設承継届出書	様式第3号
条例第10条第1項	指定施設(措置・一時停止)命令書	様式第4号
条例第12条	指定建築作業実施届出書	様式第5号
条例第13条	指定建築作業改善(勧告・命令)書	様式第6号
条例第14条	受理書	様式第7号
条例第15条第2項	違反行為停止命令書	様式第8号
条例第20条第2項	立入検査職員証明書	様式第9号

(補則)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月25日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 騒音に係る施設

項	用途区分	施設名	規模又は能力
1	金属製品の製造又は加工の用に供するもの	高速切断機(カットグラインダーを含む。)	すべてのもの

		研磨機（湿式及び工 具用を除く。）	すべてのもの
2	工場又は事業場に 設置されているも の	圧縮機（冷凍庫に付 属しているものを 含む。）及び送風機	原動機の定格出力が2.25キロワット以 上のもの
		クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75キロワット以 上のもの
		製鋼用電気炉	すべてのもの
		ディーゼルエンジ ン及びガソリンエ ンジン（定置式のも のに限る。）	原動機の定格出力が0.75キロワット以 上のもの
3	土石又は鉱物の粉 砕及びふるい分け の用に供するもの	破砕機	すべてのもの
		摩砕機	
		ふるい分機	
		分級機	
4	建設用資材の製造 の用に供するもの	コンクリートプラ ント	すべてのもの
		アスファルトプラ ント	すべてのもの
5	木材又は竹材の加 工の用に供するも の	帯のこ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以 上のもの
		丸のこ盤	上のもの
		かんな盤	

備考

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項で定める特定施設等で区域内に設置されたものを除く。

2 悪臭に係る施設

項	施設名	規模又は能力
1	動物質飼料、肥料（化学肥料を除く。）	すべてのもの

	<p>又はにかわの製造用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 原料置場</p> <p>(2) 蒸解煮ふつ施設</p> <p>(3) 乾燥施設</p> <p>(4) 粉碎施設</p>	
2	<p>動物（鶏を除く。）の飼養の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 飼養施設</p> <p>(2) 飼料調理施設（加熱処理をするものに限る。）</p> <p>(3) ふん尿処理施設</p>	<p>豚にあつては飼養頭数が10頭未満又は豚房の総面積が50平方メートル未満のもの、牛にあつては牛房の総面積が200平方メートル未満のもの、馬にあつて馬房の総面積が500平方メートル未満の工場等に係るものを除く。</p>
3	<p>鶏舎（30日未満の育成鶏を除く。）</p>	<p>鶏舎の総面積が100平方メートル未満のものを除く。</p>
4	<p>鶏糞の乾燥の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 生ふん置場</p> <p>(2) 生ふん処理施設</p>	<p>処理能力が1日当たり500キログラム以上であること。</p>
5	<p>原動機を使用する吹付塗装施設</p>	<p>塗料及び溶剤の使用量が1時間当たり3リットル以上であること。</p>
6	<p>紙製品の製造の用に供する蒸解施設</p>	<p>すべてのもの</p>
7	<p>原皮のなめしの用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 原料置場</p> <p>(2) 洗淨施設</p> <p>(3) 脱灰施設</p>	<p>すべてのもの</p>
8	<p>動植物油の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 原料置場</p>	<p>すべてのもの</p>

	(2) 煮沸 (ふつ) 施設	
9	廃棄物の処理の用に供する施設又は設備であって、次に掲げるもの (1) 焼却施設又は焼却設備 (2) 乾燥施設又は乾燥設備	処理能力が1時間当たり100キログラム以上又は火格(ごう)子面積が1平方メートル以上であること。
10	し尿処理施設(浄化槽(そう)を除く。)	すべてのもの
11	下水道終末処理場	すべてのもの
12	死亡獣畜取扱場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 解体施設 (2) 汚物だめ施設 (3) 汚水だめ施設	すべてのもの
13	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設	すべてのもの

別表第2 (第4条関係)

1 指定建設作業

項	作業の種類
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)

	る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

備考

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第3項で定める特定建設作業で区域内において行われるものを除く。

別表第3(第5条関係)

1 騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間(午前8時から午後7時まで)	朝夕(午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後9時まで)	夜間(午後9時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域A	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域B	70デシベル	70デシベル	65デシベル
上記区域外であって指定施設から50メートル以内に住居及び第6条の各号に掲	50デシベル	45デシベル	40デシベル

げる施設が所在する 区域			
-----------------	--	--	--

備考

- 1 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2で定める音圧レベルの単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 測定地点は、工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認める場合は、敷地境界線以遠の最も適当な地点において測定することができるものとする。
- 4 第2種、第3種及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

2 指定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別	規制基準の内容
区域の区分	騒音規制法に基づき市が告示する区域外であって指定建設作業を行う場所から50メートル以内に住居等が所在する区域
基準値	敷地境界で85デシベルを越えないこと
作業時刻	午後7時から午前7時までの時間内でないこと
1日当りの作業時間	10時間/日を越えないこと
作業期間	連続6日を越えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと

備考

- 1 基準値は指定建設作業の場所の敷地の境界線での値とする。
- 2 基準値を超えている場合は、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を10時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令すること

ができる。

3 悪臭に係る規制基準

(1) 指定施設基準

項	施設名	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	別表第1 2 悪臭に係る施設の1の項に掲げる施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 原材料、製品等は、悪臭のもれにくい容器等に収納すること。 2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
2	別表第1 2 悪臭に係る施設の2の項に掲げる施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 飼養施設の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 2 飼養施設の床は、コンクリート構造とし、蓋（がい）側溝を有すること。 3 飼養施設のふん尿、その他悪臭を発生する汚物は、密閉構造の貯留槽（りゅうそう）又はそれと同等以上の効果を有する構造物に集めること。
3	別表第1 2 悪臭に係る施設の3の項に掲げる施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 鶏舎の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 2 鶏舎の外部にふん尿が流れ出ない構造とすること。
4	別表第1 2 悪臭に係る施設の4の項に掲げる施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 住居地域では、鶏ふんの天日乾燥を行わないこと。 2 生ふんは、覆いをかけ、保管しておくこと。 3 有効な脱臭装置が設置されていること。
5	別表第1 2 悪臭に係る施設の5の項に掲げる施設	工場等の周辺の人々の多数が著しく不快を感じないと認められる程度とすること。
6	別表第1 2 悪臭に係る施設の6の項に掲げる施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。

7	別表第1 2 悪臭に係る施設の7の項に掲げる施設	1 原皮は、悪臭のもれにくい建築物内に貯蔵すること。 2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
8	別表第1 2 悪臭に係る施設の8の項に掲げる施設	1 原材料、製品その他悪臭を発生するものは、悪臭のもれにくい容器に収納すること。 2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。
9	別表第1 2 悪臭に係る施設の9から1 3の項に掲げる施設	工場の周辺の人の多数が著しく不快を感じないと認められる程度とすること。

備考

1 構造並びに使用及び管理に関する基準は、うるま市全域の指定施設に適用する。

(2) 基準

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	1.5	1.8	2.1

備考

この表において、A区域、B区域及びC区域とは、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の制定に係る第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。

様式第1号（第7条関係）

指定施設（設置・変更）届出書			
			年 月 日
うるま市長 様			
住所			
氏名			印
うるま市公害防止条例第8条の規定により、指定施設の（設置・変更）について次のとおり届け出ます。			
工場又は事業場の名称	（電話 - - ）		指定施設の種 類・数量
工場又は事業の所在地			騒音 （ ） 悪臭 （ ）
業種			△指定施設の構造等 別紙のとおり
資本金	千円	従業員数 人	△指定施設の使用の方法 別紙のとおり
主要生産品目	1 3	2 4	
主要な原材料等 消耗資材	1	2	△公害防止の方法 別紙のとおり
	3	4	
	5	6	
公害防止担当課名等	（電話 - - ）		△施設の配置 別紙のとおり
公害担当者氏名等	（電話 - - ）		用途地域
敷地面積	㎡	建築面積 ㎡	※受理年月日
作業場面積	屋内 ㎡		※審査結果
	屋内 ㎡		

備考

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 △印欄の記載については、別紙1（騒音）又は別紙2（悪臭）を使用してください。
- 3 増設・変更届出の場合は、増設・変更の箇所を分かり易い方法で明示すること。

別紙 1

騒音を発生させる施設の構造等

工場等における施設の番号				
名称・型式				
能力				
設置年月日				
着手予定年月日				
使用開始予定年月日				
使用の方法	1日の使用時間及び使用回数等	時～ 時	時～ 時	時～ 時
		時間／1回	時間／1回	時間／1回
		回／1日	回／1日	回／1日
		日／1月	日／1月	日／1月
	季節変動			
騒音の防止の方法				
敷地内における建築及び施設の設置				

備考

- 1 騒音の防止の方法の欄には、消音機、遮音壁等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記入するとともに、できる限り図面等を利用すること。
- 2 敷地内における建築及び施設の配置は、他に適当な図面があれば、それによることができる。

別紙2

悪臭を発生させる施設の構造等

工場等における施設の番号				
名称・型式				
能力				
設置年月日				
着手予定年月日				
使用開始予定年月日				
使用の方法	1日の使用時間及び使用回数等	時～ 時	時～ 時	時～ 時
		時間／1回	時間／1回	時間／1回
		回／1日	回／1日	回／1日
		日／1月	日／1月	日／1月
季節変動				
悪臭の防止の方法	発生源			
	建物			
	その他			
敷地内における建築及び施設の設置				

備考

- 騒音の防止の方法の欄には、消音機、遮音壁等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記入するとともに、できる限り図面等を利用すること。
- 敷地内における建築及び施設の配置は、他に適当な図面があれば、それによることができる。

様式第2号（第7条関係）

指定施設廃止届出書

年 月 日

うるま市長 様

住所

氏名

印

指定施設を廃止したので、うるま市公害防止条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(電話 - -)
工場又は事業場の所在地	
施設の設置届出年月日	
指定施設の種類・数量	騒音 ()
	悪臭 ()
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
移転先所在地	
※受理年月日	

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

様式第3号（第7条関係）

指定施設承継届出書		
年 月 日		
うるま市長 様		
住所		
氏名		印
指定施設の届け出をした者の地位を承継したので、うるま市公害防止条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。		
工場又は事業場の名称	(電話 - -)	
工場又は事業場の所在地		
施設の設置届出年月日		
指定施設の 種類・数量	騒音 ()	
	悪臭 ()	
承継年月日	年 月 日	
承継の原因		
被承継者	氏名又は名称	
	住所	
※受理年月日		

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

様式第4号（第7条関係）

指定施設（措置・一時停止）命令書			
住所 氏名		年 月 日	
様		うるま市長 印	
うるま市公害防止条例第10条（第1項 第2項）の規定により、（処理方法の改善等 施設の使用の一時停止） を命じる。			
工場又は事業場 の名称	(電話 - -)		
工場又は事業場 の所在地			
施設の設置届出 年月日	年 月 日	指定施設の種 類・数量	
命令の内容			
命令期限年月日	年 月 日		

1. うるま市公害防止審議会附議 年 月 日
2. この命令を受けたときは、期限までに命令の内容に係る措置を講じ、又は一時停止を行い、速やかに検査をうけること。
3. この命令に違反した者は、条例の定めるところにより処罰されます。

様式第5号（第7条関係）

指定建設作業実施届出書				
うるま市長 様		年 月 日		
住所				
氏名			印	
うるま市公害防止条例第12条第1項及び第2項の規定により、指定建設作業の実施について次のとおり届け出ます。				
建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物				
指定建設作業の場所	(指定区域内)			
	(指定区域外)			
使用する機械の名称、型式及び仕様書				
指定建設作業の実施期間	自 年 月 日	日間		
	至 年 月 日	作業しない日		
指定建設作業の開始及び終了時刻	作業開始	作業終了	実働時間	作業日
			時間	
			時間	
騒音防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所 (法人にあつては代表者の氏名)	(電話 - -)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(電話 - -)			
下請負人が指定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所（法人にあつては代表者の氏名）	(電話 - -)			
下請負人が指定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	(電話 - -)			
※受理年月日	年 月 日	※審査結果		

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 作業開始、終了、実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- 3 指定建設作業が複数ある場合は、作業の種類ごとに提出すること。

様式第6号（第7条関係）

指定建設作業改善（勧告・命令）書			
年 月 日			
住所 氏名	様		
	うるま市長		印
うるま市公害防止条例第13条（第1項 第2項）の規定により、（公害防止の方法の改善 作業時間の変更） 勧告する。 を（命ずる。）			
建設工事の名称			
指定建設作業の 名称		指定建設作業の 場所	
指定建設作業届 出年月日	年 月 日	機械の名称、型 式及び仕様書	
勧告・命令の内容			
命令期限年月日	年 月 日		

1. この命令を受けたときは、期限までに勧告、又は命令の内容に係る措置を講じ、速やかに検査を受けること。
2. この命令に違反した者は、条例の定めるところにより処罰されます。

様式第7号（第7条関係）

受理書		
う市環第 号 年 月 日		
住所 氏名	様	
うるま市長 印		
年 月 日下記の届出書を受理したので、うるま市公害防止条例第 14条の規定により、本状を交付します。		
届出の根拠	うるま市公害防止条例第 条第 項第 号	
届出の内容	届出に係る指定施設の分類	騒音 悪臭
	届出書の種類	1 指定施設（設置・変更）届出書 2 指定施設廃止届出書 3 指定施設承継届出書 4 指定建設作業実施届出書
	届出に係る指定施設・指定建設作業の内容	

様式第8号（第7条関係）

違反行為停止命令書			
住所 氏名		年 月 日	
様		うるま市長 印	
うるま市公害防止条例第15条第2項の規定により、拡声器の使用の禁止を命ずる。			
違反行為の内容			
違反行為の行為者等		違反行為の場所等	
違反行為年月日	年 月 日	機械の名称、型式及び仕様書	
命令の内容			
命令期限年月日	年 月 日		

1. この命令を受けたときは、期限までに命令の内容に係る措置を講じ、又は停止し速やかに検査を受けること。
2. この命令に違反した者は、条例の定めるところにより処罰されます。

様式第9号（第7条関係）

表

第	号	立入検査職員証明書	
写 真	所属		
	職名		
	氏名		
		年	月 日生
上記の者は、うるま市公害防止条例第20条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。			
	年	月	日
		うるま市長	印

裏

うるま市公害防止条例抜粋

（立入検査）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして工場又は事業場に立入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

（罰則）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

（1）～（3）は省略

（4） 第20条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）